

「特別徴収の実施確認について」

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法及び各市町村の条例で定められており、所得税を源泉徴収している従業員がいる場合は、特別徴収することが義務付けられています。(地方税法 321 条の 4、鹿屋市市税条例第 44 条参照)

鹿屋市は、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成 25 年度の入札参加資格審査申請から、「給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること」を要件に加えました。書面で確認を行いますので、「個人住民税特別徴収実施確認書」を提出してください。

「個人住民税特別徴収実施確認書」の記入について	
【鹿児島県内に事務所又は事業所がない場合等】	○鹿児島県内に事務所又は事業所がない場合、または、鹿屋市内在住の従業員がいない(鹿屋市の特別徴収対象者がいない)場合は、該当する項目にチェックを付け、以降の記入は不要です。
【特別徴収実施済】	○特別徴収を実施していることがわかる書類(領収証書、特別徴収税額決定通知書の写しなど)を添付してください。 ○書類の添付ができない場合は、税務課の確認印を受けてください。
【特別徴収未実施】	○所得税の源泉徴収義務がある事業者は特別徴収への切り替え手続きが必要です。市税務課に特別徴収追加依頼書を提出し、確認印を受けてください。 ○特別徴収義務のない事業所は、税務課で確認印を受けてください。